

石門心学の祖、石田梅岩。

その思想は、日本人の美意識や倫理観、生活様式など、世界に誇るべき「庶民哲学」を生み出しました。



石田梅岩肖像画（京都明倫舎蔵）

その教えの源流を今に伝える為に、生誕地を守り

現在に生きる石門心学を通して

日本人の大切な倫理観と美意識を未来に伝えます。

梅岩の里生誕地および記念館の整備に向け 皆様からの寄附金を募集します

～ 梅岩の里生誕地および記念館の整備にあたって ～

「人の人たる道」を重視し、「真(まこと)のころを知る」ことを力説した石田梅岩先生の学問は、後に心学と呼ばれましたが、こころの教育やこころの再生が叫ばれる昨今、あらためてその思想と行動が注目されます。

亀岡市では、石門心学の発祥の「ふるさと」として、石田梅岩先生の教えを学び活かし、先生の貴重な遺品や資料を保存・公開・活用すると共に、多様な学習の場を提供し、情報を発信する施設を整備することといたしました。

地元亀岡市および京都府はもとよりのこと、内外のこころある方々のご理解とご支援をお願い申し上げます。

梅岩の里生誕地整備実行委員会

心学の祖 石田梅岩

江戸時代中期の思想家、倫理学者。石門心学の開祖。
 貞享2年9月15日に現在の亀岡市東別院町に農家の次男として生まれました。京都の商家に奉公して誠実に勤めながら研鑽を重ね、45歳の時、受講に際し紹介が一切不要で、かつ性別も問わない無料の講座を自宅の一室で開き、後に「石門心学」と呼ばれる思想を説きました。人の心・人間の本質を追求し、儒教・仏教・道教の説を取り入れ、庶民の日常生活の中での道徳の実践を説き、その普遍的な教えは今なお多くの人の道標となっています。



墓所

記念館

孝行連

梅岩先生生家

梅岩公園

「天地自然と一体」が感じられる「学び」と「交流」の場

梅岩先生の生誕地は生家が現存するばかりでなく、古来から人の生活を支えてきた里山の風景の骨格が受け継がれた貴重な地です。それは梅岩先生の教えである「天地自然と一体」な有り様を体験的に学ぶことができる場でもあります。生誕地整備や記念館において、生家と一体となった景観の創出とこの地の風土を十分に感じられる場とします。石門心学与地域や自然の学びが交差する、固有の魅力を持つ場として、いきいきと皆様に活用いただける場を目指します。(パースはイメージです。現在、梅岩の里生誕地整備実行委員会にて整備内容の検討を進めています。)



里山の豊かな自然に触れ「天地自然と一体」を体験的に学ぶ場



石門心学の講舎として、また芸道修得や地域の交流の場として、日本の心を学ぶ「講堂」

07	大阪	払込取扱票	公	払込料金 加入者負担
口座記号番号				金額
0	1	0	8	0
2	9	6	0	4
0	3			
加入者名	亀岡市会計管理者			
備考	京都府亀岡市ふるさと納税 心学の祖 石田梅岩を顕彰し、生誕地を整備する事業			
住所	〒			
フリガナ氏名				
電話番号				
ご依頼人	1万円以上納付される方へ 銘板等への寄附者名記載 希望する ※希望される場合は○をしてください。			
日附印	日 附 印			

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行) (承認番号大第46243号)
 これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	0	1	0	8	0	2	払込料金 加入者負担
加入者名	亀岡市会計管理者						
金額							
ご依頼人	おとなえ						
備考	【この払込は、ふるさと納税です。】						
日附印	日 附 印						

切り取らないでお出しください。

寄附手続きのご案内

ふるさと納税を通じて梅岩の里生誕地整備事業を応援してください

亀岡市

KAMEOKA

ふるさと納税のご案内

亀岡市外にお住まいの方で1万円以上の寄附をいただいた方には、寄附金額に応じて特産品やサービスをお選びいただけます。

■WEBサイトからのお申込み■

亀岡市ホームページ内「ふるさと納税」サイトのページからお申込みください。
寄附金の使い道は

亀岡市 HP
2次元バーコード



「心学の祖 石田梅岩を顕彰し、 生誕地を整備する事業」

をお選びください。

※亀岡市に住民登録のある方は返礼品のお申込みができませんので、ご了承ください。

■郵便振替用紙でのお申込み■

下の郵便振替用紙に必要な事項を記入し、最寄りの郵便局にてお支払いください。

※郵便振替でのご寄附は返礼品のお申込みができませんので、ご了承ください。

□寄附額の控除について□

ふるさと納税寄附額のうち、2,000円を超える部分については、一定の上限まで原則として所得税と個人住民税から全額控除されます（ただし、寄附をされた方のその年の収入や家族構成などのさまざまな条件によって控除額が変わりますのでご注意ください）。

※法人の場合、地方公共団体への寄附となり、法人税法の規定により「損金」に算入できます（企業版ふるさと納税ではありません）。詳細は国税庁へお問い合わせください。

■お問い合わせ■

ふるさと納税制度について

亀岡市市長公室ふるさと創生課

電話 0771-25-5060 FAX0771-22-6372

E-mail furusato-sousei@city.kameoka.lg.jp

□控除を受けるための手続きについて□

ふるさと納税による控除を受けるためには、確定申告が必要となります。亀岡市からお送りする「寄附金受領証明書」を確定申告書に添付して、お住まいの住所を管轄する税務署へ提出してください。「寄附金受領証明書」は大切に保管しておいてください。一定の条件に該当すれば、ワンストップ特例制度をご利用いただけます。詳細は次の担当部署にお問い合わせいただくか市ホームページふるさと納税サイトの「ワンストップ特例制度について」をご覧ください。

梅岩の里生誕地整備実行委員会について

亀岡市生涯学習部市民力推進課

電話 0771-25-5002 FAX0771-25-5157

E-mail syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

この場所には、何も記載しないでください。